

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市養育医療徴収金決定（変更）通知書

野田市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則第8条の規定により、次のとおり徴収金の月額を決定（変更）したので通知します。

児童氏名	
徴収金額	円

注

- 1 入院期間が1月に満たない場合の徴収金の額は、徴収金の月額の日割計算により得た額とします。
- 2 野田市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則第9条第1項の規定により野田市子ども医療費の助成金を、徴収金の徴収に充てる旨の申出があった場合は、徴収金額から当該助成金額を控除します。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。